

スポット

来春、デジタル給与解禁へ 選択は従業員の自由意思で

来年4月から賃金のデジタル払いが解禁になる見通しです。これまでは賃金が振り込まれた銀行口座などから現金を引き出して利用することが一般的でしたが、解禁後は〇〇Payなどのスマートフォン決済アプリの口座に直接賃金を入金することで、チャージする手間なく、買い物ができるようになります。

賃金の支払い方については、労働基準法によって現金払いが原則とされています。今でこそ当たり前の銀行・証券総合口座への振込みも例外に過ぎず、今回のデジタル払いも同様に省令改正によるものとなります。従業員側のメリットは、現金をデジタルマネー化する手間が省けるといえるのですが、企業側のメリットとしては、

振込手数料の削減や、日払いや週払いなど短期間での賃金支払いに対応しやすくなるといったことがいわれています。また、銀行口座の開設が容易ではない外国人労働者への賃金支払いの手段としての活用も考えられています。

賃金のデジタル払いの議論は、2020年夏に厚労省の審議会が始まりましたが、審議は難航し、途中、議論を中断した時期もありました。銀行などに比べ、決済アプリの口座を運用する資金移動業者が破綻した場合の保全など、労働者保護の観点から課題があるとされたためです。このため、厚労相が一定の条件を満たす資金移動業者を賃金の支払先として指定することにしました。具体的に

は、口座残高は上限100万円とし、資金移動業者が破綻しても全額保証される仕組みを義務付け、月1回は無料で現金自動受払機(ATM)から1円単位で現金を引き出せるようにするといったことなどが条件になるようです。

いずれにしても、賃金のデジタル払いは、従業員の同意を得ることが前提です。同意を得る際は、銀行・証券総合口座への支払いも併せて選択できるようにする必要があります。会社が経費削減の観点から、振込手数料の安い資金移動業者の利用を強制したりすることはできないことに十分留意する必要があります。

2022

12

第7回 セクハラとは③

ハラスメント を考える

働きやすい
職場を目指して

セクハラ該当性を巡って、職場の雰囲気が悪くなったという話を聞くことがあります。実際には個別具体的に判断するほかにないといえますが、「本人が不快に感じればセクハラに該当する」とも言われており、今回は該当性のポイントについてみていくことにします。

よって強い精神的苦痛を被る場合には、一回でも就業環境を害することとなり得る」とし、また、継続性または繰り返し返しが要件となるものであっても、明確に抗議している場合や心身に重大な影響を受けていることが明らかな場合には、就業環境が害されていると解し得る、としています。

何らかの懲戒処分を科す場合を考えると、当然のことでしょう。その際には、受け手の労働者と同じ性の平均的な感じ方を基準とすることが適当とされます。ただし、明確に意に反していることを示しているにもかかわらず、繰り返し性的言動があればセクハラに該当するとしています。

じ言動であつても行為者が誰かを感じ方が異なることもあり、少な

また、「性的な言動」「就業環境が害される」の判断では、まず、労働者の主観を重視する必要がある

その他、判例などでは「嫌がっている素振りがない」「明示的な抵抗や拒否がなく、むしろ迎合している」などの場合でもセクハラ

事業主の対処には 「一定の客観性」が必要に

大きな社会問題である職場のハラスメントですが、日本ではその防止措置が事業主に義務付けられているものの、ハラスメント行為そのものを明確に禁じた法的規定はありません。このため、禁止行為であればあるはずの法による明確なハラスメントの定義がないことも、職場を混乱させる遠因といえるかもしれません。

からず相対的な側面があります。そこで、ここでは行政通達から該当性に関する主だった判断基準をみていくことにします。

ります。セクハラを最も広義に捉えれば、受け手の労働者が不快に感じればセクハラになり得ます。しかし、事業主として職場のセクハラ言動にどう対処するかを判断

ともあれ、業務上必要な性的な言動というものは考えにくく、また、表立って抵抗・拒否できない人もいますので、前回の性別役割分担意識に基づく言動も含めて、相手の人格を尊重し、自分の感じ

実際、セクハラ該当性を一義的に判断するのは難しく、個別具体的に検討する必要があります。労働者の意に反する性的言動に当たるかどうかは、受け手の労働者がどう感じるかですし、また、同

改正男女雇用機会均等法施行通達（雇児発1011002号最終改正…令和2年2月10日）では、環境型セクハラに関して、「一般的には意に反する身体的接触に

客観性が必要になります。例えば、就業規則に照らして行為者に

方ではなく、相手の感じ方に配慮する必要がありますといえます。